

## エンドポイントセキュリティ製品及び端末管理ソフトウェア製品に係る情報提供依頼書に係る質疑応答

連番	ページ	項目	質問内容	回答内容
1	2ページ	1概要 (2)目的	クラウドサービスによる提供でも問題ないか。	幅広い製品情報の提供をお願いするものですので、クラウドサービスによる製品ソリューションでも差し支えありません。
2	2ページ 8行目	1概要 (2)目的	インターネット接続系に設置している端末(約8,000台)の利用OSは何を利用しているか。 また、Windows/MAC/Linuxと混在しているのであれば、OS種類とバージョンを教示願いたい。	全てOSはWindows (Windows8.1及びWindows10)を利用しています。
3	2ページ 10行目	1概要 (2)目的	「機能更新プログラムなどの配布時におけるネットワークの輻輳が課題となっている」とあるが、現在はどのような方法で 機能更新プログラムを配信されているか。 例)各端末がインターネット上のWindows Updateサーバより取得 " " がWSUSより取得 端末のBranch Cache機能を利用しキャッシュ配信	現在は各端末が庁内に設置している配信サーバ(SCCMサーバ)から取得するか、ネットワーク帯域が細い拠点については、USBメモリを物理的に配布することにより対応しています。
4	2ページ 24行目	3 情報提供依頼の対象製品 (2) 標的型攻撃対策ソフトウェア	標的型攻撃対策ソフトウェアの解釈として、NGAV (Next Generation Anti Virus )と称される、既知の脅威に対応するシグネチャ型のアンチウイルス製品と区別される製品の認識で問題ないか。	ご認識のとおりです。
5	2ページ 25行目	3 情報提供依頼の対象製品 (2) 標的型攻撃対策ソフトウェア	「主として未知の脅威に対応することを目的とするエンドポイントセキュリティ製品」とあるが、こちらはEmailのメール対策などを意図しているか。 それとも未知の脅威対策として動作するサンドボックス製品を意図しているか。	特にEmailのメール対策に限定したものではなく、当該製品が有する機能によって、未知のマルウェアであっても、特徴や振る舞いなどから検知・削除することが可能となる製品（一般にNGAV (Next Generation Anti Virus )と称される製品)を想定しています。
6	2ページ 27行目	3 情報提供依頼の対象製品 (2) 標的型攻撃対策ソフトウェア	「(※上記のアンチウイルスソフトウェアとは異なるベンダー製品の利用を想定)」とあるが、(1)アンチウイルスソフトウェアと同製品での資料提供は可能か。 また、あえて(1)と異なる製品と指定されている意図があれば、その意図についてもご教示願いたい。 例)複数製品のアンチウイルスエンジンで検査する方針 など  なお(1)～(2)を同製品で提案可能な場合も各項目毎に提案資料は用意する予定である。	より、安全性を高めるため、多重防御を図ることとしておりますので、アンチウイルスソフトウェア(主として既知の脅威に対応することを目的としたエンドポイントセキュリティ製品)とは、異なる製品での情報提供をお願いします。

7	3ページ 2行目	3 情報提供依頼の対象製品 (4) 端末管理ソフトウェア	端末管理ソフトウェアの要件にキャッシュ機能とあるが、前述のセキュリティ製品に係る更新データをキャッシュするのか、クライアントOSの更新データ、パッチの配布を最適化するためキャッシュするのか利用要件を教示願いたい。	Windowsの機能更新プログラムなど、クライアントOSの更新データや大容量のアップデートファイルの配布を最適化するための、キャッシュ機能の利用を検討しています。
8	3ページ 2行目	3 情報提供依頼の対象製品 (4) 端末管理ソフトウェア	端末管理ソフトウェアの要件にキャッシュやネットワークの負荷を低減する機能があげられるが、当該機能は(1)(2)(3)の製品側で実現させることで目的は充足可能となるか。	ご認識のとおり、他項目において情報提供いただく各ソフトウェアにおいて、キャッシュやネットワークの負荷停電を実現する機能がある場合については、端末管理ソフトウェアにおいて、当該機能が含まれても差し支えありません。
9	3ページ 4行目	3 情報提供依頼の対象製品 (4) 端末管理ソフトウェア	端末管理ソフトウェアの外部連携機能とは具体的にどのような機能を意図しているか。 また、ログオン・ログオフデータに対する入力・出力、自動・手動といった利用要件を教示願いたい。	両件とも、明確に現時点で利用方法等が固まっているものではありませんが、外部連携機能については、システム間の自動連携やCSVファイル等で出力するなどの方法で、府の総務事務システムなどの他システムで情報を取り込める機能等を想定しています。 また、ログオン・ログオフデータの利用については、端末のログオン・ログオフの時刻情報を自動的に収集し、管理者が管理画面で確認したり、メールにより管理者あてデータの配送を行うことを想定しています。
10	3ページ 14行目	4 情報提供依頼の対象製品	「(7)評価版ソフトウェアの利用にあたり必要となる事項」について製品の評価版ライセンス及びメーカー提供の製品マニュアル等の提供を予定しているが、この認識でよいか。	そのご認識で差し支えありません。
11	4ページ 29行目	6 資料の提出方法等 (4) 評価版ソフトウェアの試験導入	評価版ソフトウェアについては、試験利用可能な評価版ライセンスと読み替えても問題ないか。 また、クラウドサービスの評価用ライセンスを提供し評価利用いただくことで目的は充足可能となるか。	そのご認識で差し支えありません。
12	4ページ 31行目	6 資料の提出方法等 (4) 評価版ソフトウェアの試験導入	「資料の提出と同時に、評価版ソフトウェアを提供すること」とあるが、ソフトウェアの提供方法はどのようにすべきか。 例)メール、DVD など	メールでの送信については、京都府が利用している無害化処理サービスにより、当該ソフトウェアが削除されてしまうことが予想されるため、京都府が運用しているファイル交換サーバ又はDVDなどの光学メディアによる提供をお願いします。